

# 平成31年度北九州港（響灘地区）浚渫工事のお知らせ

次のとおり、北九州港（響灘地区）浚渫工事の浚渫工事を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事へのご協力をお願い致します。

## ■ 航行船舶へのお願い

- ① 本工事区域を航行する船舶は、十分注意するとともに、減速等のご協力をお願い致します。
- ② 本工事に伴う工事実施状況の確認は、下記「ひびき支援業務室」までお願いします。
- ③ 付近を航行するVHF装備船舶は、常時VHF16chを聴取して下さい。
- ④ 工事期間中における、工事区域付近の碇泊はしないようご協力をお願い致します。

## 1. 工事期間及び工事時間

地区名	種別	最大隻数	予定期間	作業時間	警戒船
響灘地区	グラブ浚渫	1隻	令和元年6月下旬～令和2年3月下旬	日の出 ～ 日没	1隻
	浮標灯移設	1隻	令和元年6月下旬及び令和2年3月上旬		1隻
	水質調査	1隻	令和元年6月下旬～令和2年3月下旬		1隻

※ 平日の作業を原則としておりますが、作業の進捗状況により休日の作業が発生する場合があります。

工種	令和元年												備考
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
浚渫工事													浚渫前、浚渫後
浮標灯移設													浚渫前、浚渫実施中、浚渫後
水質調査													

## 2. 工事場所

北九州市若松区響町二丁目地先（図-1参照）

## 3. 工事概要

- 3-1 浚渫工事
  - 1) スパット式グラブ浚渫船（最大1隻）にて浚渫を行います。
- 3-2 浮標灯移設
  - 1) 潜水士にて灯浮標の海底アンカーへの玉掛けを行い、クレーン付台船にて灯浮標の移設作業を行います。

## 4. 工事の安全対策等

- 4-1 共通事項
  - 1) 作業船には、海上衝突予防法に定められた形象物を掲げます。
- 4-2 浚渫工事
  - 1) 浚渫工事を行わない時、浚渫船は、停泊場所に停泊します。
  - 2) 浚渫工事および土運船運航の中止基準は視程 1,000m未満、波高 1.0m以上、風速 10m/sec以上とする。また、現地の天候などにより、危険と判断した場合は作業を中止する。
  - 3) 警戒船については1隻配備するものとします。
- 4-3 浮標灯移設
  - 1) 潜水士船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗（A旗）を示す信号板を掲げ、潜水作業中であることを明示します。
  - 2) 作業中は作業船団の周辺に警戒標識（緑、黄、緑の吹き流し）を掲げた警戒船を1隻（国際VHF無線及び船舶電話を装備したもの）を配置します。
  - 3) 浮標灯移設の中止基準は視程 1,000m未満、波高 0.7以上、風速 10m/sec以上とする。また、現地の天候などにより、危険と判断した場合は作業を中止する。
  - 4) 警戒船については1隻配備するものとします。

問い合わせ先：ひびき支援業務室（（公社）西部海難防止協会）  
 TEL：093-863-9013 FAX：093-863-9014  
 HP：<http://seikaibo.ecweb.jp/hibiki/>

※響灘護岸工事作業中のみ 時間外については下記にご連絡願います。

## ◇工事施工における問い合わせ先◇

国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 空港北町出張所  
 保全課 TEL：093-474-5203  
 HP：<http://www.pa.gsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/>

図-1. 工事区域

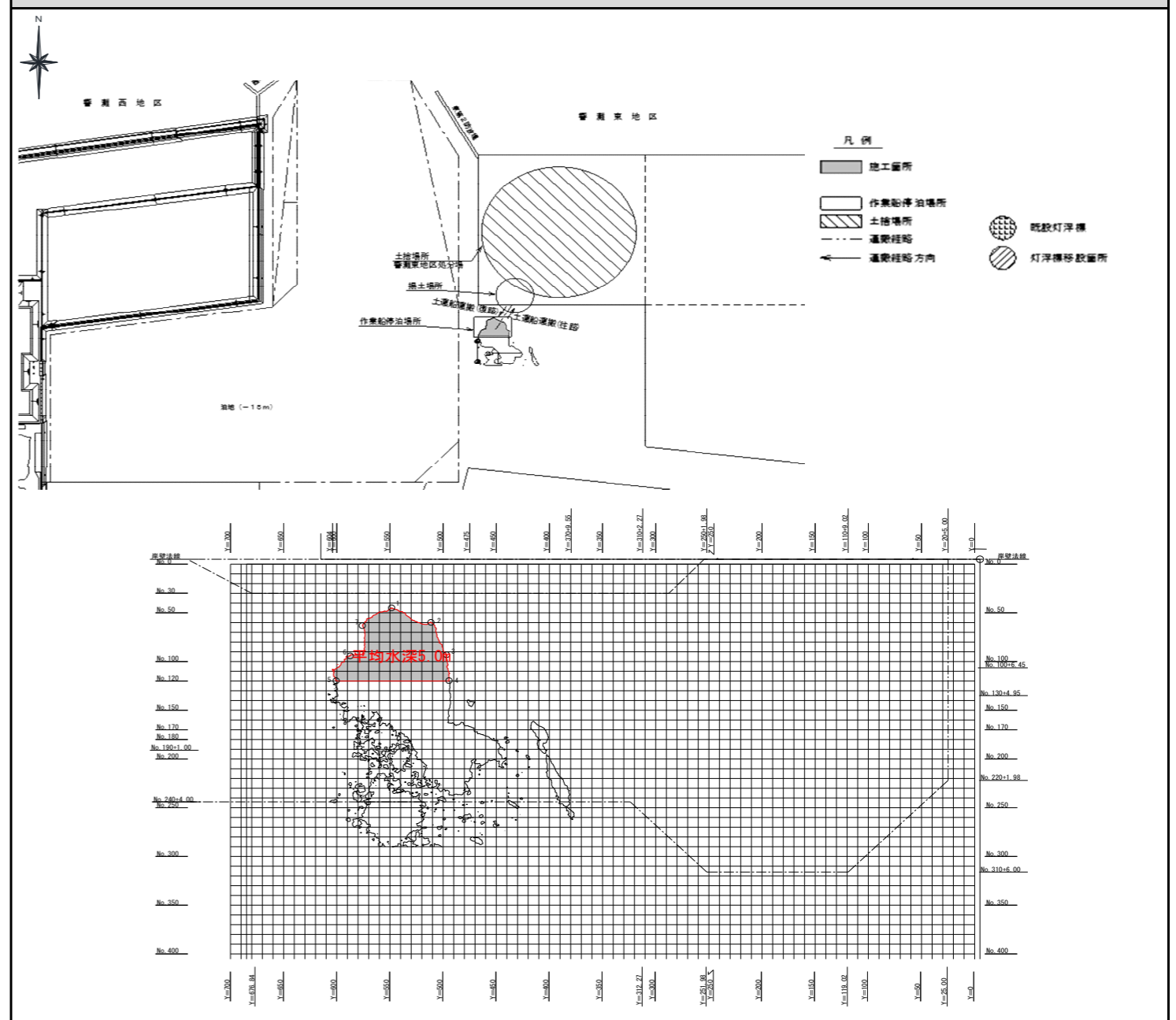


図-2. 浮標灯移設の潜水士船配置例図

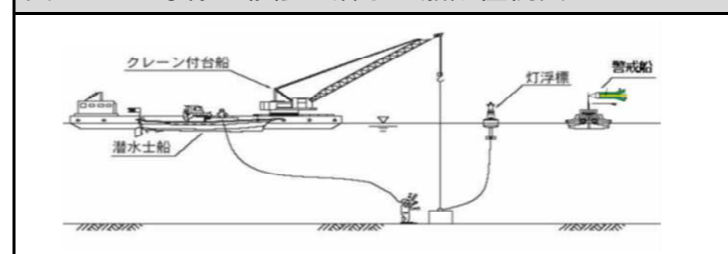


図-3. スパット式グラブ浚渫船の灯火及び形象物

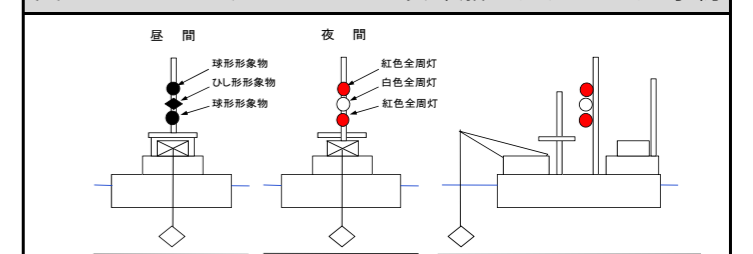


図-4. 潜水士船の標識

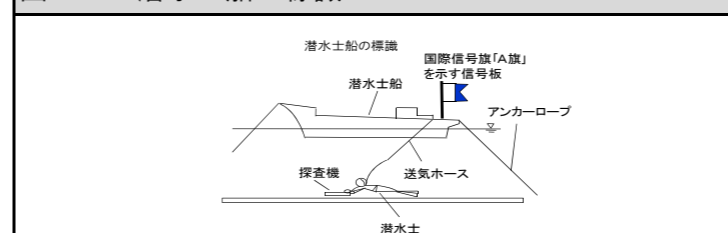


図-5. 警戒船の標識

